

令和 7 年度 社会福祉法人 同胞援護婦人連盟 事業計画

1 法人を取り巻く状況

法人の前身である財団法人同胞援護婦人連盟は昭和 21 年 6 月、戦禍を蒙った人々を救済し、世界の同志と共に平和世界を創建することに寄与する事を目的として、引揚者ホーム・孤児ホームを運営する団体として発足した。

その後、昭和 27 年 4 月に社会福祉法人となり、児童福祉施設の運営に重点を置く法人として、現在に至っている。

児童虐待（令和 5 年度中の児童相談所虐待対応件数 214,843 件）、配偶者からの DV 被害（令和 5 年度警察の DV 被害対応件数 88,619 件）は増加し続けており、子どもを取り巻く環境は厳しい状況となっている。児童の社会的養護や母子の生活支援等を実施する児童福祉施設の役割は、依然としてその重要性は高い。

児童福祉法の改正など社会情勢の変化も踏まえ、ここで新たに 5 か年の中期経営計画（2025 年度－2029 年度）を策定した。児童福祉環境の一層の向上のため、中期計画の確実な遂行に努め、社会からより信頼される社会福祉法人としての役割を果たしていく。

2 法人経営の原則の遵守

法人は、令和 7 年度事業を執行するに際し、定款第 3 条に規程する法人の経営の原則を遵守する。

（定款 第 3 条）

（経営の原則） この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

3 法人の理念

私たちは、あらゆる人や物を慈しみ、おおらかに包み込む心と態度で、人との絆を育み、あたたかく明るく輝きに満ちた世界を創り出すための核になりたいと願っています。

4 令和7年度重点項目

（1）中期経営計画（2025年度－2029年度）に基づき、各施策を確実に実行し目標を達成していくため、中期計画推進会議を開催し進行管理を行っていく。

（2）労働条件の課題解決の方策の検討

令和6年度に引き続き「給与・働き方改革検討会」を開催する。ライフステージの変化に柔軟に対応できる多様な働き方の検討や、労働環境の改善につながる検討を行っていく。

（3）人材確保の取り組み

選ばれる法人となるよう採用につながる仕組みを検討し実行していく。

（4）人材育成の取り組み

キャリアパスに連動し、各々の役割に応じた責任と取り組みの実現のため、「個人別

人材育成計画」を活用し職員の育成を図る。

(5) 法人 80 周年記念に向けた準備

令和 8 年に当法人は創立 80 周年を迎える。80 年間の法人の歴史の記録を法人内広報誌発行により周知していく。

5 評議員会・理事会等の開催

(1) 評議員会は定款等の重要事項を決定する。

(開催計画)

区 分	開催予定日	予 定 議 題
定例会	令和 7 年 6 月 8 日 (日)	令和 6 年度事業報告、決算報告、役員改選、監事監査報告
	未 定	令和 6 年度事業実施状況報告、令和 7 年度事業計画説明

(2) 理事会は業務執行の決定及び理事の職務の執行の監督を行う。

(開催計画)

区 分	開催予定日	予 定 議 題
第 1 回	令和 7 年 5 月 24 日 (土)	令和 6 年度事業報告、決算報告、監事監査報告

第 2 回	令和 7 年 6 月 8 日（日）	新理事長の選任
第 3 回	平成 7 年 10 月 26 日（日）	監事監査(中間)報告、その他
第 4 回	令和 8 年 2 月 28 日（土）	令和 8 年度事業計画、次年度予算
第 5 回	令和 8 年 3 月 29 日（日）	令和 7 年度補正予算

（３）評議員会選任・解任委員会は評議員の選任及び解任を行う。令和 7 年度は次期評議員の選任を行う。

開催予定日 令和 7 年 4 月 11 日(金)

6 監事監査

監事の事務事業の執行について、5 月・10 月の監査を中心に、必要に応じて随時監事監査を実施する。

（監査予定日）

決算監査 5 月 15 日(木)

中間監査 10 月 15 日(水)

7 事業運営

（１）児童養護施設の運営

児童福祉法第 41 条に基づく施設として、養護を要する児童を入所させ、退所した者に対して相談・自立のための援助を行う。

施設名	定員	職員	所在地	備考
こどものうち 八栄寮	52 名	常勤職員 47 名 非常勤職員 22 名	八王子市館町 2232-1	

(注 1) こどものうち八栄寮には、次の地域小規模児童養護施設を含む

ア 虹の家 八王子市めじろ台 1-58-6 定員 6 名

イ 宇宙の家 八王子市めじろ台 1-58-7 定員 6 名

(2) 母子生活支援施設の運営

児童福祉法第 38 条に基づく施設として、配偶者のいない女性（これに準ずる者を含む）及びその女性の監護すべき児童を保護し、自立促進のために生活を支援すると共に、退所した母子について相談などの支援を行う。

施設名	定員	職員	所在地	備考
リフレこのえ	20 世帯 緊急一時保護 2 世帯	常勤職員 13 名 非常勤職員 10 名	非公開	

(3) 八王子市子ども家庭サービス事業（受託事業）の実施施設

事業名	実施施設	定員	利用時間	備考
ショートステイ事業	こどものうち	3 名	24 時間	

	八栄寮			
トワイライトステイ事業	リフレこのえ	3 名	17:00～22:00	

(4) 子育て応援事業の実施

地域の公益的な取り組みとして実施する。

事業名	実施場所	対象	利用時間	備考
無料塾 オリーブみらい	八王子市台町 4-45-10	小学生 (4年生から) 中学生 高校生及び支 援が必要な 子どもと家庭	火曜日から土曜日 小学生 16:30～18:00 中学生 18:30～20:30 高校生 18:30～20:30	注1 月・木・日・ 祝日休み
子育て応援ひろば てんとうむし	同上	子育て世帯 自由に集う場 イベント てんとうむし の 事業内で子ど も 食堂を行う	週1回 10:00～11:30 午前で企画 月1回	注2 祝日休み
支援対象児童等 見守り事業 (八王子市受託事 業)	八王子市内	八王子市要保 護児童対策地 域協議会に登 録されている 支 援対象児童等 または、八王子 市に居住する 児 童等で、市が見 守りを必要と 判		注3

		断した子ども 等		
--	--	-------------	--	--

注1 特に定員は設けない。

職員体制は、こどものうち八栄寮所属職員1名を専任とし、週40時間非常勤職員を置く。

注2 週1回程度、子育て世帯が自由に集う場所として開設している。その中で、随時利用者の

ニーズに応じた子育てイベント等を実施する。通常は、予約不要で定員は10名までとする。

職員体制は常勤職員1名、非常勤職員1名を置く。

注3 職員体制は、子どもの支援に関して経験のある支援員を2名以上配置する。

8 法人の主な施策

(1) 法人運営会議

毎月開催し、法人運営・施設経営上の課題・事業間の調整などについて協議し、法人・

施設が抱える課題の解決や事業のレベルアップを図る。

(2) 中期計画推進会議

中期経営計画（2025年度－2029年度）に基づき、計画の着実な進行管理のため下

記のとおり6つの検討会を設置する。なお、法人運営会議において進捗状況を報告する。

ア 給与・働き方改革検討会

イ 八栄寮敷地整備検討会

ウ 事務改善検討会（事務職会議）

エ 八栄寮運営検討会

オ リフレここのえ運営検討会

カ 子育て応援事業検討会

（3）危機管理等

ア 防災・安全対策

各施設において、消防法に基づき防火管理者を配置し、同施行令による消防計画を作成すると共に、避難訓練・消火訓練を行い、利用者・児童の安全を確保する。各施設の事業継続計画（BCP）、災害備蓄品の適宜見直し、非常時参集名簿の整備等を行い、非常時に備える。

また、法人内にリスクマネジメント委員会を設置し、各施設に分会を設け、事故・感染症等、これらの発生要因の分析と未然防止、適切な対応等を検討し、利用者の支援に活かす。法人のリスクマネジメント委員会は、必要に応じて法人運営会議に合わせ開催する。

イ 労働安全衛生

職員の定期健康診断（年 2 回）により、職員の健康管理を行う。

また、メンタルヘルスチェックについては、各施設において適正に行う。

（４）情報管理及び発信

個人情報をはじめとする情報管理については、個人情報保護規程・情報公開規程等に則り、適切に行う。

I T 関連の情報管理については、セキュリティポリシーを定め、適正に管理する体制を整える。

機関紙『えん』を 6 月・12 月に発行し、法人の運営にご理解を頂いている支援者の皆様へ送付する。

（５）職員の育成

人材育成のため、研修計画に沿って施設ごとに研修を行う。また、年 1 回法人主催の法人・施設合同研修を行う。

